

# 重要事項説明書

## 1. 訪問看護事業者(法人)の概要

名称・法人種別	医療法人相生会
代表者名	理事長 入江 伸
所在地・連絡先	〒812-0025 福岡市博多区店屋町6番18号 TEL:092-283-7810 FAX:092-283-7820

## 2. 事業所の概要

事業所名	福岡みらい病院 訪問看護ステーション
管理者氏名	今村 加代子
所在地・連絡先	〒813-0017 福岡市東区香椎照葉3丁目5番1号 TEL:092-662-3770 FAX:092-662-3771
事業所番号	4060391002

## 3. 事業の目的と運営方針

### (1) 事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復をはかり、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

### (2) 運営の方針

1.福岡みらい病院訪問看護ステーション(以下、本事業所)の看護師その他の従業者は利用者の特性を踏まえ、可能な限りその居宅において要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう療養上の目標を設定して支援する。

2.事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3.本事業所は必要などきに必要な訪問看護の提供が行えるよう事業実施体制の整備に努める

#### 4. 事業所の職員体制

職種	員数	常勤	非常勤
看護師	7.0名以上	6.0名以上	1名以上
リハビリスタッフ	2.0名以上	2.1名以上	1名以上
事務員	1名以上	2名以上	0名

リハビリスタッフ(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)

#### 5. リハビリテーションについて

訪問看護ステーションからの理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものです。その際は看護職員の定期的な訪問が必要となっています。

#### 6. 営業時間

営業日・営業時間	月～金曜日(リハビリスタッフは祝日、12月30日～1月3日を除く) 午前8時30分～午後5時30分
----------	--

#### 7. 営業地域

営業地域	福岡市(東区・博多区)、古賀市、糟屋郡(新宮町・久山町・粕屋町)
------	----------------------------------

(注)上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。但し、交通費は実費の取り扱いとなります。

#### 8. 利用料

- (1) 利用料として介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用に係る額の支払いを利用者から受けるものとします。
- (2) 利用者は、訪問看護ステーションの料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及びサービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。
- (3) 利用料金の支払い方法(※毎月15日前後に前月分の請求書をお渡します)。

##### ①現金でのお支払いの場合

利用料は1ヶ月単位とし、当月分を翌月15日前後までにご請求させていただきます。

訪問時に集金し、領収証を発行いたします。

##### ②銀行口座引き落としの場合

預金口座振替依頼書のご記入後、2カ月程手続きに要します。手続き後の毎月27日の口座からの引き落としとなります。

##### (4) キャンセル料について

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡いただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
利用日の2時間前までにご連絡をいただいた場合	無料
訪問までにご連絡がない場合	1提供あたりの料金の100%を請求いたします

※但し、ご利用者様の病状の急変等のやむを得ない事情がある場合は不要です。

## 9. 緊急時の対応方法

訪問看護の提供にあたり、事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急医療機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

### 【緊急連絡先】

氏名 \_\_\_\_\_ 続柄( ) 電話: \_\_\_\_\_

主治医 \_\_\_\_\_ 電話: \_\_\_\_\_

## 10. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者様及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

## 11. 高齢者虐待防止

本事業者は利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者様等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

## 12. 苦情申し立て窓口

福岡みらい病院 訪問看護ステーション	住所:福岡市東区香椎照葉3丁目5番1号 電話:092-662-3770 FAX:092-662-3771 受付時間:平日8:30~17:30
福岡市東区福祉・介護保険課	092-645-1069
福岡市博多区福祉・介護保険課	092-419-1078
新宮町 地域包括支援センター	092-963-0663
久山町 地域包括支援センター	092-976-1111
粕屋町 地域包括支援センター	092-938-0229
古賀市 保健福祉総合センター サンコスモ古賀保健	092-942-1144
福岡県粕屋保健福祉事務所	092-939-1500
福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課	092-642-7859